

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	鳥取市 個人住民税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取市長

公表日

令和5年12月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税事務
②事務の概要	<p>個人住民税は、賦課期日(1月1日)時点において、本市内に住所を有する個人又は本市内に事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人で本市内に住所を有しない者に対し課税する道府県民税及び市町村民税(以下「個人住民税」という。)の総称であり、地方税法に基づき道府県民税と市町村民税を一括して市町村が賦課事務を行うものである。</p> <p>特定個人情報とは、以下の個人住民税の賦課事務において、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い取り扱う。</p> <p>【課税準備事務】 ①個人住民税の申告が必要と思われる者に「市民税・県民税申告書(以下「住民税申告書」という。)」を発送する。</p> <p>【課税資料等収集事務】 ①給与支払報告書の受領(紙、電子媒体、eLTAX) 事業所等から提出された給与支払報告書を受領する。 ②住民税申告書及び確定申告書データの受領(紙、国税連携電子データ) 個人から提出された住民税申告書、各種申告資料及び国税庁から送信される確定申告書データを受領(国税連携)する。 ③公的年金支払報告書の受領(紙、eLTAX) 年金保険者から提出された公的年金支払報告書を受領する。 ④障害者控除関係情報、生活保護に関する情報の照会 ⑤他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料を送付する。</p> <p>【当初賦課決定事務】 上記課税資料の中から賦課内容を決定し、税額の計算及び徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 ①賦課決定通知の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて納税通知書、特別徴収税額決定通知書を作成する。</p> <p>【賦課更正事務】 賦課決定通知後に調査の結果や新たな課税資料、税務署からの修正申告書、更正決議書の受領等により賦課決定通知内容に変更が生じる場合に賦課決定内容を変更して通知する。 ①更正決定通知 特別徴収事業所や本人宛に更正決定後の賦課内容の通知を行う。</p> <p>【調査等事務】 ①扶養調査 扶養控除について申告内容に誤りがないか調査する。本人への照会等の現況調査を行い、申告内容に誤りがある場合は職権により賦課内容の更正を行う。 ②住民登録外課税通知 住民登録外課税者について、住所地区市町村に地方税法第294条第3項に基づく通知を行う。 ③未申告調査 前々年に不動産所得及び事業所得があり、前年の同所得の申告が無い者の実態調査を行い、申告忘れの場合は申告を依頼する。 ④税務署通知 調査の結果により賦課決定内容に更正が発生する場合、所得税にも影響するため、更正内容を所轄の税務署へ通知する。</p>
③システムの名称	(1)個人住民税システム (2)宛名システム (3)課税資料イメージ管理システム (4)団体内統合利用番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) (5)中間サーバー (6)国税連携システム (7)eLTAXシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)個人住民税特定個人情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項: 番号法別表第1に規定された事務 <番号法別表第1> 上覧 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>以上の法令上の根拠により、税務事務である個人住民税の賦課事務において個人番号を利用する。</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの): 27の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、39条の2、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の5、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4 (情報照会の根拠) 第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務・債権管理局市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-20-3121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部税務・債権管理局市民税課 市民税第二係 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-22-8111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和5年11月30日	I 関連情報 / 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 / ②法令上の根拠 後段	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） （情報提供の根拠） 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、39条の2、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の3、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4 （情報照会の根拠） 第20条</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） （情報提供の根拠） 第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、39条の2、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の5、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4 （情報照会の根拠） 第20条</p>	事後	法令改正に伴い所要の整理をおこなったもの
	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数	令和4年9月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年9月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	